

法律科目試験問題(憲法) 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】 P市では、P市による墓地の設置及び管理に関し必要な事項を定め、墓地の利用の適正化を図ることを目的として、P市市営霊園条例（以下、「霊園条例」という。）を制定しており、これに基づいて、P市には、5カ所の市営霊園が設けられており、いずれの市営霊園も、住宅の敷地から、100メートル以上離れた、飲料水を汚染するおそれのない土地に設置されている。なお、P市内には市営霊園以外の墓地は存在しない。

市営霊園内の墓地を使用したいと思う者は、霊園条例及び霊園条例施行規則（以下、「規則」という。）の定めるところによって、市長に、火葬許可証を添えて、書面により使用の申請をし、使用許可を受けなければならない。また、火葬を行わないで直接棺に納めた遺体を土中に埋葬すること（以下、「土葬」という。）など火葬をした焼骨の埋蔵以外の使用は認められていない。

市営霊園において、土葬が認められていないのは、土葬には公衆衛生上の問題があること及び霊園周辺住民の宗教的感情からすれば土葬は受け入れられないと思われるこれが理由だとされているが、このことが確認されたのは、今から50年ほど前の市議会においてであり、その後、この点が改めて議会で議論されたり、あるいは、市役所内部で検討されたりした形跡はない。なお、世界的には、土葬は広く行われており、住宅地や水源等から一定の距離を確保すれば、土葬による公衆衛生への危険はほとんどないと考えられている。

X1及びX2は、P市内に居住する夫婦であり、C教という宗教を信仰している。C教の教義によれば、死者は、死んだ土地において手厚く弔われなければならず、また、死者を葬る際には、土葬しなければならないとされている。

あるとき、X1が死亡したので、X2は、P市市営霊園での土葬を希望し、市営霊園に使用申請をしたが、規則9条2項に基づき、不許可処分を受けた。

【設問】 X2は、P市市営霊園における土葬禁止は、特定の信仰を持つ者に対する差別であり、憲法14条1項に反し、本件不許可処分は違憲であると主張している。この点について、あなたの見解を述べよ。なお、解答にあたっては、もっぱら憲法14条1項違反について検討することとし、憲法20条や憲法94条等の憲法14条1項以外の論点については触れて良い。

【資料】

墓地、埋葬等に関する法律（抄）

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第2条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。
(以下、略。)

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

(以下、略。)

P市市営霊園条例（抄）

（使用の許可）

第5条 霊園内の墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

P市市営霊園条例施行規則（抄）

（土葬の禁止）

第9条 墓地の使用者は、焼骨の埋蔵以外の方法による墓地の使用をしてはならない。

2 市長は、焼骨の埋蔵以外の方法によって墓地を使用しようとする者に対して、墓地の使用を許可してはならない。